

入札説明書

平成30年8月24日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品名 防災資機材
- (2) 規格 仕様書のとおり
- (3) 数量 1式
- (4) 納入期限 平成31年2月28日
- (5) 納入場所 仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付けられている者であること。

エ 県内に本店を有すること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（「J02消防用品」又は「J03防災用品」）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。)を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 平成30年8月30日(木) 15時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ(青森県庁舎南棟1階)

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 平成30年8月24日から同年9月11日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 平成30年8月28日(火) 17時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 県が提示する参考品以外の物品(以下「同等品」という。)により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ(コピー可)を添付の上、同等品申請書(参考様式1参照。)を原則として持参により提出し、県の承認を得なければならない。

ア 提出期限 平成30年8月29日(水) 12時00分

イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 平成30年9月12日(水) 11時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎南棟1階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(参考様式2参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書(第6条(B)を除く。)を遵守するもの

とする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

（5）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

（1）契約書（案）

別紙のとおり

（2）契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

- ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 過去2年の中に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎南棟1階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 総括主幹 鳴海 靖通

電話 017-734-9099

(別紙) 入札書参考書式

平成30年9月12日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(委任代理人

印)

入札書

金額 (税抜)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

品名 防災資機材

数量 1式

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1号様式

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

担当者氏名

連絡先(電話)

(FAX)

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	平成30年8月24日
品 名	防災資機材
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青 森 県 知 事

殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

担当者氏名

連絡先(電話)

(FAX)

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成30年8月24日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 防災資機材

2 業者番号及び等級格付

(業者番号 : _____ 、等級格付 : _____)

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無 有 • 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(2) 同条第2項に規定する要件に該当していないこと。

(3) 県内に本店を有していること。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第3－2号様式

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

平成30年8月24日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品 名 防災資機材

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機 種	規 格	納入年度	納入先	納入数量	備 考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式

青会管 第 号
平成 年 月 日

殿

青森県出納局会計管理課長 団

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 品 名

防災資機材

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めるすることができます。なお、その際には、説明を求める内容等を記載した書面を提出してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(参考様式 1)

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

(担当者氏名

)

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

名 称	参 考 品 メーカー・品番・規格等	同 等 品 メーカー・品番・規格等

- 注 1 用紙の大きさは日本工業規格A4縦長とする。
- 2 同等品の申請をする場合に提出する。
- 3 同等品として申請する物品のカタログ等を添付する。
- 4 代表者の印を押印する。

(参考様式2)

委任状

平成30年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 防災資機材

入札（見積り）期日 平成30年9月12日（水）

入札（見積り）場所 県庁南棟1階 出納局会計管理課入札室

物 品 売 買 契 約 書

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、
く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。

（1）名 称 防災資機材

（2）形式・規格 別紙仕様書のとおり

（3）数 量 1式

（4）金 額 ¥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥.)

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1）納入期限 平成31年2月28日

（2）納入場所 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかつたとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者が協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三 村 申 吾 印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力をを行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)

防災資機材

仕様書

平成30年8月

青森県危機管理局消防保安課

仕様書最終確認印



第1 総則

- この仕様書は、青森県（以下「県」という。）が購入する防災資機材について、必要な事項を定めるものとする。
- 受注者は、この仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、速やかに書面で県に連絡し、その指示又は承認を受けなければならない。

第2 仕様

1 名称及び数量

納入する防災資機材は以下のとおりとする。

No.	防災資機材名称	数量	仕様
1	空気呼吸器（15 MPa） (予備ボンベ無し)	1 基	「1. 空気呼吸器（15 MPa）（予備ボンベ無し）仕様書」のとおり
2	空気呼吸器（30 MPa） (予備ボンベ無し)	2 基	「2. 空気呼吸器（30 MPa）（予備ボンベ無し）仕様書」のとおり
3	空気呼吸器（30 MPa） (予備ボンベ有り)	4 基	「3. 空気呼吸器（30 MPa）（予備ボンベ有り）仕様書」のとおり
4	消防用ホース (65×20m)	9 本	「4. 消防用ホース（65×20m）仕様書」のとおり
5	防火衣	14 着	「5. 防火衣仕様書」のとおり

第3 納入期限及び納入場所

1 納入期限 平成31年2月28日

2 納入場所 以下のとおり

	空気呼吸器 (15MPa) (予備ボンベ無し)	空気呼吸器 (30MPa) (予備ボンベ無し)	空気呼吸器 (30MPa) (予備ボンベ有り)	消防用ホース (65×20m)	防火衣
青森県防災資機材センター (県消防学校内) 住所:青森市新城字天田内 183-3 TEL:017-788-4221	1 基			5 本	
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 住所:八戸市大字田向字 松ヶ崎 7-8 TEL:0178-44-2133		2 基			
北部上北広域事務組合消防本部 住所:上北郡野辺地町字 田狭沢 40-9 TEL:0175-64-0650			4 基	4 本	14 着
計	1 基	2 基	4 基	9 本	14 着

1. 空気呼吸器（15 MPa）（予備ボンベ無し）仕様書

- 1 自動陽圧型であること。
- 2 高圧容器（ボンベ）は、カーボン繊維製FRPアルミニウム合金で、内容積8.6リットル以上、最高充填圧力14.7 MPaであること。
- 3 使用可能時間は、30分以上であること。
- 4 減圧器、警報器、圧力計は防水性及び防じん性を有すること。
- 5 面体とボンベを繋ぐホースは中圧型であること。
- 6 面体は、1眼であり、下方視界が良好であること。
- 7 背板、締め具は帯電防止性能を有すること。
- 8 背板は、使用者の動きに追従して可動性を有するものであること。
- 9 残圧が一定以下となったときに自動的に発報するものであること。
なお、その方式は電子式又はホイッスル式であること（両方式併用も可）。
- 10 空気呼吸器（本体及びボンベ）、予備ボンベ及び収納バックには、「平成30年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と明記すること。なお、詳細は別途協議する。
- 11 使用者に万一の事態が生じた場合、本体の警報器とは別に警報を発する携帯警報器を付属していること。

【携帯警報器の仕様】

- ・ 作動時間は8時間以上であること。
- ・ 防爆・防水・耐炎であること。
- ・ 遭難信号警報の他、低電圧及び高温暴露警報を有していること。
- ・ 警報音は102dBA以上であること。
- ・ 空気呼吸器に取り付けできること。

（1基あたりの内訳）

- 1 空気呼吸器 1基 ドレーゲル PSS7000FPS (参考品)
- 2 収納バック 1個
- 3 携帯警報器 1基 ドレーゲル BG1000 タリー・ボタン (参考品)

2. 空気呼吸器（30 MPa）（予備ボンベ無し）仕様書

- 1 自動陽圧型であること。
 - 2 高圧容器（ボンベ）は、カーボン繊維製FRPアルミニウム合金で、内容積4.6リットル以上、最高充填圧力29.4 MPaであること。
 - 3 使用可能時間は、30分以上であること。
 - 4 減圧器、警報器、圧力計は、防水性及び防じん性を有すること。
 - 5 面体とボンベを繋ぐホースは中圧型であること。
 - 6 面体は、1眼であり、下方視界が良好であること。
 - 7 背板、締め具は帯電防止性能を有すること。
 - 8 背板は、使用者の動きに追従して可動性を有するものであること。
 - 9 残圧が一定以下となったときに警報を発するとともに、使用者が一定時間静止した場合、自動的に発報すること。
- なお、その方式は電子式又はホイッスル式であること（両方式併用も可）。
- 10 空気呼吸器（本体及びボンベ）及び収納バックには、「平成30年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と明記すること。なお、詳細は別途協議する。

（1基あたりの内訳）

- 1 空気呼吸器 1基 ドレーゲル PSS7000BG FPS(参考品)
- 2 収納バック 1個

3. 空気呼吸器（30 MPa）（予備ボンベ有り）仕様書

- 1 自動陽圧型であること。
- 2 高圧容器（ボンベ）は、カーボン繊維製FRPアルミニウム合金で、内容積4.6リットル以上、最高充填圧力29.4 MPaであること。（予備ボンベも同様の容器）
- 3 使用可能時間は、30分以上であること。
- 4 減圧器、警報器、圧力計は、防水性及び防じん性を有すること。
- 5 面体とボンベを繋ぐホースは中圧型であること。
- 6 面体は、1眼であり、下方視界が良好であること。
- 7 背板、締め具は帯電防止性能を有すること。
- 8 背板は、使用者の動きに追従して可動性を有するものであること。
- 9 残圧が一定以下となったときに警報を発するとともに、使用者が一定時間静止した場合、自動的に発報するものであること。
なお、その方式は電子式又はホイッスル式であること（両方式併用も可）。
- 10 空気呼吸器（本体及びボンベ）、予備ボンベ及び収納バックには、「平成30年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と明記すること。なお、詳細は別途協議する。

（1基あたりの内訳）

- 1 空気呼吸器 1基 ドレーゲル PSS7000BG FPS（参考品）
- 2 予備ボンベ 1本 ウルトレッサ ALT639J（参考品）
- 3 収納バック 1個

4. 消防用ホース（65×20m）仕様書

- 1 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和43年9月19日自治省令第27号）」の規定に適合し、国家検定に合格したものであること。
- 2 長さは20メートルで、ホース内面は樹脂張りであること。
- 3 呼称65であること。
- 4 使用圧は1.6 MPaであること。
- 5 静電気の電位を低く抑える制電効果を有するものであること。
- 6 平成30年以降に製造したものであること。
- 7 「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）」の規定に適合し、その旨の表示を付している差込式結合金具が付属していること。
なお、差込式結合金具は、アルミニウム合金製で、ホースと金具の取り付けはリング圧着締め方式であること。
- 8 ホースには、「平成30年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と明記すること。なお、詳細は別途協議する。

（1本あたりの内訳）

消防用ホース（呼称65、長さ20メートル） 1本
キンパイ静電気防止ホース E S P - H - A (参考品)

5. 防火衣仕様書

I 概要

本仕様書による消防吏員用防火衣一式は、火災及び災害現場での消火作業、人命救助等に使用するため、各隊員の安全性・機能性を確保する必要があり、ISO(国際標準化機構)消防隊用防護服 規格(ISO 11613アプローチA)をクリアし、快適性については気候、消防戦術、体格に合うものとする。防火衣、しころ、防火帽、安全帯及び消防用ゴム製編上げ長靴には、縮み、むら、斑点、汚れ、その他の外観を損ねるようなものがあってはならず、使用する材料及び付属品は全般にわたって十分な検査が実施され、この仕様書の全てを満たすものでなければならない。

なお、この仕様書の疑義については、すべて当消防署の承認又は指示を受けるものとし、仕様書に記載のない事項についても、必要と認められるものは良心的に実施することであること。

II 仕様

1 防火衣

(1) 概要

外衣と中衣の多層構造で、運動性・着用性・快適性を考慮した設計の上下型で、中衣は脱着可能な方式とし、外衣に反射布を縫い付けること。

(2) 上衣及び下衣の外衣生地の色合いは、ネイビーとする。

(3) 「平成30年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と明記すること。なお、詳細は別途協議する。

(4) 使用材料は次に掲げるもの又は同等品とする。

① 外衣生地

混率 メタ型アラミド 53%、パラ型アラミド 47%

色相 ネイビー

加工 撥水加工、撥油加工、帯電防止加工

② 中衣生地

種類 アラミド 100%基布に透湿防水層（JIS ウィルスバリア性試験 クラス6 レベル適合品）をラミネートしたものとする。

(5) 縫製

① 上衣 (図1参照)

A 身頃

- 左前身に幅10cmの前立付きとし前立内側に面ファスナー及びコイルファスナーを縫い付ける。
- 見返し上部にハギを入れ中衣着脱のコイルファスナーを付ける。
- ポケット上部及びベルト通し裏面に力布として透湿防水層を縫い付ける。
- 左前身頃に、携帯無線機のマイクフックを取り付けること。

B 衿

- ・表及び裏に共布を用いた一枚衿とし、芯地を入れ、地縫いの上飾り縫いをする。
- ・衿の前部にはストラップが取り付けてあること。
- ・衿付けは防水構造を用いた縫製とする。

C 袖

- ・袖は特殊ハギを用いた4枚袖とする。
- ・袖口にアラミド素材のジャージと浸水防止用透湿防水層を縫い付ける。
- ・袖口に中衣止め用押しホック付ナイロンテープを左右各2個取り付ける。
- ・袖口をアラシールド（特殊素材）で補強する。

D ポケット

- ・左右裾ポケットの寸法は、標準仕様とする。裾ポケット上部は約5cmの傾斜を付けた斜めポケット、形状は三方風巾ポケットを左右に縫い付け雨蓋付きとする。
- ・左右胸ポケットを取り付け、雨蓋は芯地を入れ、面ファスナーを付け、地縫いの上飾り縫いとする。雨蓋は二分割する。
- ・ポケット底部に水抜き穴を設ける。

E ベルト通し

- ・左右の細腹部分及び背中に安全帶用ベルト通しを取り付ける。左側のベルト通しはベルト止め付きの二重構造とする。
- ・上記の他、左右の前身ごろに安全帶の落下を防止するベルト通しを取り付ける。

F 背文字

- ・文字の位置は背面上部とし、上段に「青森」、下段に「北部上北消防」と記載する。
- ・字体は丸ゴシック体とし、色はシルバー色で生地に刷り込み式とする。
- ・文字の大きさは、「青森」を1辺4cm、「北部上北消防」を1辺5cmとする。ただし、表示面の範囲に応じ変更せざるを得ない場合は、事前に発注者と協議し決定すること。
- ・その他不明な点は、後日担当者と協議のうえ決定するものとする。

G 中衣

- ・中衣は透湿防水層と遮熱層兼裏地からなり、各々を重ね縫いすること。
- ・肩部に難燃フェルト（遮熱層兼裏地）を縫い付ける。
- ・両脇に保冷剤収納用ポケットを縫い付ける。

② ズボン (図2参照)

A 身頃

- ・ベルトとサスペンダーにより肩から支持するものとする。
- ・膝の曲げ伸ばし運動を助ける形状とする。
- ・膝当てをアラシールド（特殊素材）で補強する。

B 腰部

- ・ベルト幅は約38mmとし、腰の両側で確実に締められる構造であること。
- ・サスペンダーは、着用者の動きを妨げないホルスター型とする。(図3参照)

C 裾

- ・両裾から約10cm上の位置に、巾75mmの反射と蛍光（オレンジ色）テープを縫い付ける。
- ・中衣固定のため、押しホック付きナイロンテープを左右各2個取り付けること。
- ・袖口をアラシールド（特殊素材）で補強する。

D 中衣

- ・中衣は透湿防水層と遮熱層兼裏地からなり、各々を重ね縫いすること。

③ 反射布 (図1及び図2参照)

- A 反射部と蛍光部（オレンジ色）で構成されていること。
B 幅75mmで、各部継ぎ目のないものとする。

2 安全帯

- (1) 厚生労働省「安全帯の規格」に適合していること。
- (2) バックルはワンタッチ式であること。
- (3) ベルト幅は50mm、長さは100~130mmであること。
- (4) ベルトは黒色とし、ナイロン製であること。
- (5) ランヤードは巻き取り式とする。
- (6) カラビナはアルミ製変形D型とすること。

3 防火帽及びしころ

(1) 防火帽 (図4参照)

① 帽体

表面は滑らかで、堅牢であること。

② 色及び材質

色はシルバーとし、FRP製であること。

③ 防護面

保安帽内格納式とすること。

④ 徽章

反射塗装徽章を帽体前面中央に強固に取り付けること。(図5参照)

⑤ 階級周章

赤反射線とし消防吏員服制基準によること。

- ⑥ あごひも
丸環リング式あごひもとすること。
- ⑦ 文字
左右側面に「北部上北消防」とプリントする。
- ⑧ その他
しころ止めボタンを 6 箇所に取り付けること。
帽体後部中央に半月環状の掛け金具を取り付けること。

(2) しころ (図 6 参照)

- ① 材質
防火衣と同材質とし、しころ止めのボタンを 6 箇所に取り付けること。なお、裏地付きとすること。
- ② 色相
紺色とする。

4 消防ゴム編上げ長靴 (図 7 参照)

- (1) 長靴は、JIS 8103(静電気帯電防止靴)規格の総ゴム製の安全靴とする。
- (2) つま先には、鋼製先芯、底部には踏抜防止板入りとする。
- (3) 筒背部には黄色の反射テープを貼り付ける。
- (4) ファスナーは着脱しやすい様に可能な範囲で斜めにすること。
- (5) 色相は黒色とする。

5 ロープ袋(補助ポケット)

安全帶に取り付けて使用し、外衣表生地等から構成されていること。

6 頭巾(マスク)

- (1) 頭巾は目だし型とし、弾性に優れたスムース織りとする。
- (2) 後ろ部分には、平ゴムを縫い付けて、首部によくフィットするものとする。
- (3) 縫製糸についても耐火、遮熱、防水性に優れたものとする。
- (4) 色はネイビー色とする。

7 手袋

- (1) 耐熱性、耐切創抵抗に優れたケブラー(アラミド繊維)立体裁断五指型とする。
- (2) 甲部及び掌部を補強し、マジックテープ止めとする。
- (3) 色は紺とする。

8 その他

その他の疑義が生じた場合は発注者と協議をする。

図 1

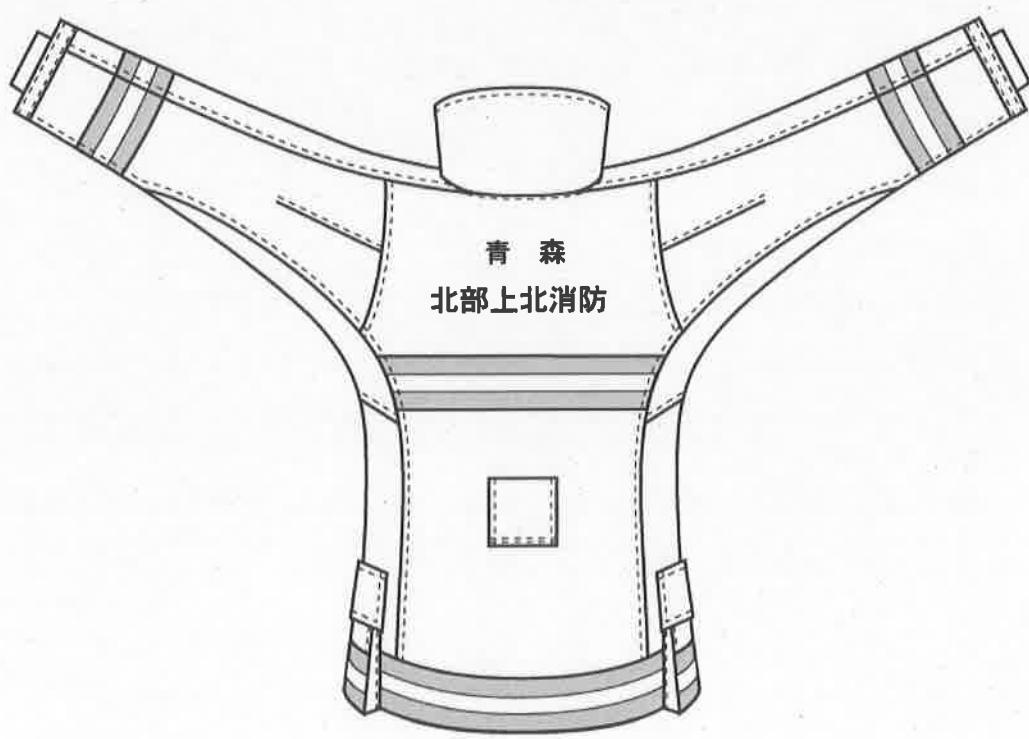
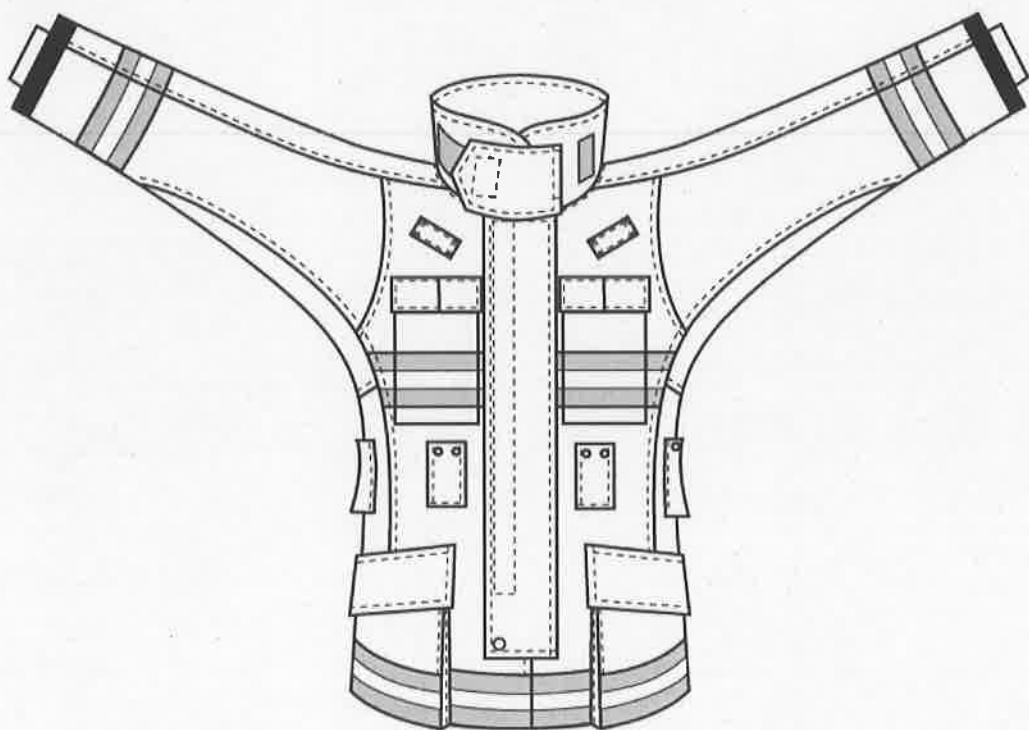
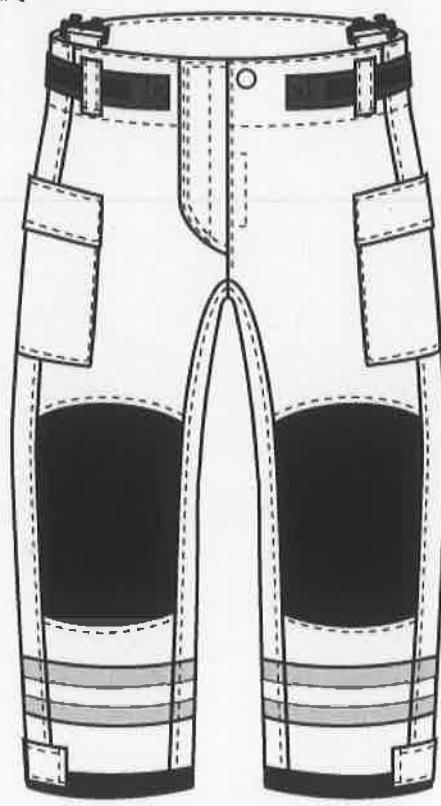
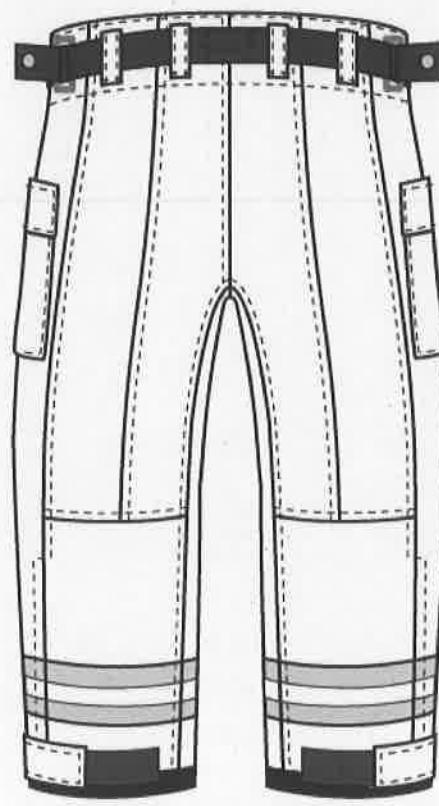


図 2

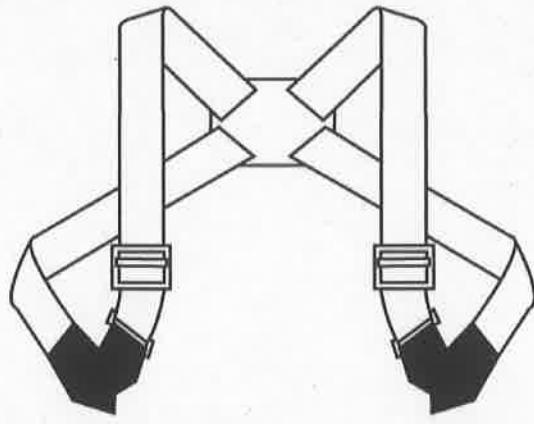


前面



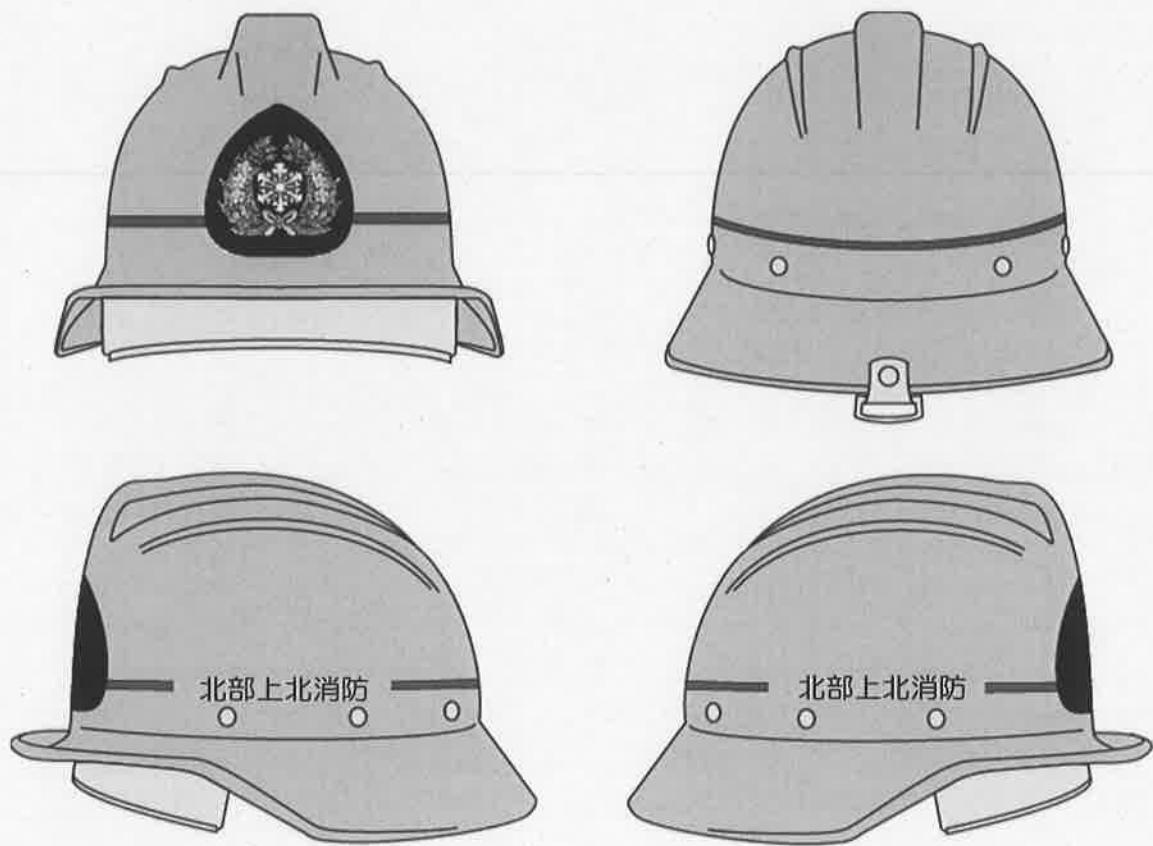
後面

図 3



サスペンダー

図4 防火帽



5 反射塗ビ徽章



図6 しころ

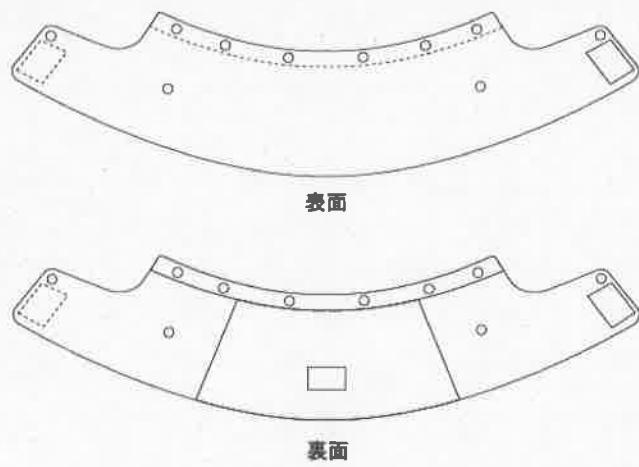


図7 消防ゴム編上げ長靴

No	部 位
①	甲被
②	表底
③	靴紐
④	くるぶし・底周辺補強
⑤	反射テープ
⑥	先しん
⑦	ファスナー紐
⑧	ファスナー
⑨	踏まず部踏抜き防止板
⑩	J I Sマーク
⑪	キックスタンド

